

# 日高町中小企業融資制度のご案内

日高町内の中小企業等の育成振興及び経営の近代化を推進するため、町内で事業を営む企業または個人を対象にした「日高町中小企業融資制度」をご存じでしょうか。

この制度は、融資のために一定の要件がありますが、運転資金や設備投資のため有益にご利用いただけるものとなっておりますので、ぜひご活用ください。

## ■ 融資の対象

その事業が健全に育成されることが明らかな次のすべてに該当するもの

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める組合の組合員
- (3) 上記(1)または(2)に該当し、かつ、町内に独立した店舗(事業所)を有し事業を営んでいるもの及び新規開業、独立開業しようとするもので事業の継続性の高い中小企業者。ただし、遊興娯楽等の不急業種を除く。
- (4) 町税を完納しているもの

## ■ 融資の種類・条件

### (1) 日高町中小企業振興資金

- ・ 資金の使途 運転資金及び設備資金とする。
- ・ 融資額 1企業につき、運転及び設備資金各1,000万円以内とする。
- ・ 融資期間 融資を受けた日から起算して運転資金は5年以内とし、設備資金は7年以内とする。ただし、設備資金に限り据置1年以内の期間を設定することができる。

### (2) 日高町中小企業経営近代化資金

- ・ 資金の使途 設備資金とする。
- ・ 融資額 1企業につき、3,000万円以内とする。
- ・ 融資期間 融資を受けた日から起算して10年以内とする。ただし、据置期間を1年以内とすることができる。

## ■ お問い合わせ先

- ・ 日高町役場 経済観光課 電話 01456-2-6031
- ・ 日高町商工会 電話 01456-2-6301

## ■ お申し込み先

- ・ 苫小牧信用金庫 町内各支店
- ・ 北洋銀行 苫小牧中央支店

## 勤労者の皆様へ

# 資金の貸付け制度のご案内

日高町内に1年以上居住し、町税を完納している組織労働者又は中小企業及び団体の労働に従事している勤労者に対する福利厚生と勤労意欲の増進及び労働力の定着化を図るため、本人又は家族の病気、災害、冠婚葬祭及び子弟の教育その他生活必需品の購入等に要する資金の貸付け制度があります。

貸付条件の詳細やお申し込みについては北海道労働金庫へご連絡ください。

## ■ お申し込み先

北海道労働金庫 静内支店（新ひだか町静内青柳町1-2-8）  
電話 0146-43-3111



# 歳末特別警戒実施中!!



☆ 12月15日 ~ 12月31日 ☆

♪ 25日から31日は20時にサイレンを吹鳴します。

## 本格的な冬到来!!

新年までにやることがたくさんあって、火の取り扱いがおろそかになっていませんか？火事のない1年で終わるために、料理をする時や暖房を使う時には消したことの確認をしましょう！  
電気やテレビはつけっぱなしでも火事にはならないけれど、コンロやIH、暖房器具は消し忘れで火事になります！



## IHでも火事になる?!

加熱する力が強いいため少量の油で揚げ物をする時に安全装置が間に合わず火事になることがあります！

# 10年が交換の目安 と言えど?

電池の寿命は約10年！

古くなると、電池切れや機器の故障等で、火事になっても警報音が鳴らないことがあります！

点検ボタンまたは点検ヒモで定期的に作動確認をしましょう！



## 住宅用火災警報器 の話です。

～ 日高西部消防組合 富川消防署・日高支署・日高消防団 ～